

## PitLog の内容及び利用料金

- 1 当社は、PitLog として、次の各サービスを提供するものとします。
  - AI カメラの設置、LAN 工事及び取付その他のハードウェア設定
  - 店舗オペレーションに関する指導
  - PitLog 及び PitLog Mobile に関するお問い合わせ対応
    - 対応時間：平日 9:00～18:00（祝日除く）
    - 方法： 次の表による。

<b>メール</b>	<a href="mailto:support-pitlog@abdi.co.jp">support-pitlog@abdi.co.jp</a> までメールください。
<b>電話</b>	03-6221-7010 までお電話ください。 ガイダンスが流れますので「6番(その他)」を選択し、「PitLog についての問合せ」とお伝えください。
<b>オンラインミーティング</b>	ご要望に応じて適宜設定致します。

- 問い合わせ先：
 

株式会社オートバックスデジタルイニシアチブ  
〒135-0061  
東京都江東区豊洲 5-6-52 NBF 豊洲キャナルフロント 6F

  - 2 当社は、PitLog として、次の各種映像配信サービスを契約者から指定された顧客に対して提供するものとします。そのサービス内容及び映像配信時間は、次の表に定めるとおりとします。

サービス名	サービス内容	映像配信期間※
<b>(1)ストリーミング映像配信サービス</b>	修理工場に設置されたカメラ映像をリアルタイムでクラウドに配信し、契約者が当該クラウドにアクセスして、カメラ映像をリアルタイムで閲覧できるサービス	修理対象車両の存する各修理工場の営業時間に準ずる
<b>(2)アーカイブ映像配信サービス</b>	クラウドに保存されたカメラ映像につき、修理対象車両の修理が終了し出庫した後に、カメラ映像にアクセスし閲覧できるサービス	修理対象車両が出庫してから 72 時間以内

※当社メンテナンスにおける計画停止、サービスのアップグレードにおける計画停止等が行われる期間においては、サービスを提供しません。

- 3 PitLog の契約者は、本契約に際し、次の各号に定める料金を、当社に支払わなければなりません。

- (1) システム登録料は、1 拠点ごとに、30,000 円とします。
  - (2) システム利用料は、AI カメラ 1 台ごとに、月額 9000 円とします。
  - (3) システムサポート保守費用は、1 拠点ごとに月額 5,000 円とします。
- 4 当社は、前項に定める方法により算定された料金に、消費税及び地方消費税その他の公租公課を加算し（1 円未満の端数は切上げ。以下同様とします。）、契約者に対して請求書を発行することにより、請求します。
- 5 契約者は、前項の請求書に基づき請求された金額を、請求書発行月の翌月末までに、当社が指定する銀行口座への振込み又は当社が指定する方法により支払うこととします。なお、当該支払に係る手数料は契約者の負担とします。

## PitLog Mobile の内容及び利用料金

- 1 当社は、PitLog Mobile として、次の各種映像配信サービスを契約者から指定された顧客に対して提供するものとします。そのサービス内容及び映像配信時間は、次の表に定めるとおりとします。

サービス名	サービス内容	映像配信期間※
アップロード映像配信サービス	クラウドに保存されたカメラ映像につき、過去のものについても遡って閲覧できるサービス	映像がアップロードされてから 72 時間以内

※サービス提供時間は原則として、24 時間 365 日ですが、当社メンテナンスにおける計画停止、サービスのアップグレードにおける計画停止等が行われる期間においては、サービスを提供しません。

※1 ファイルあたりの上限は 1GB となります。

- 2 契約者は、本契約を締結するに際し、1 店舗あたり 10,000 円の PitLog Mobile の登録料を、当社に支払わなければなりません。
- 3 契約者は、本契約の期間中、1 抱点ごとに 1 か月あたり 10,000 円のシステム利用料を当社に支払わなければなりません。
- 4 契約者は、本契約の期間中、1 抱点ごとに 1 か月あたり 5,000 円のシステムサポート保守費用を当社に支払わなければなりません。
- 5 当社は、前 2 項に定める方法により算定された料金に、消費税及び地方消費税その他の公租公課を加算し（1 円未満の端数は切上げ。以下同様とします。）、契約者に対して請求書を発行することにより、請求します。
- 6 契約者は、前項の請求書に基づき請求された金額を、請求書発行月の翌月末までに、当社が指定する銀行口座への振込み又は当社が指定する方法により支払うこととします。なお、当該支払に係る手数料は契約者の負担とします。